平成２６年（フ）第２０１７号
横浜市中区扇町４丁目12番地５　東栄館411号室
債務者　中山　正行
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８７号
横浜市神奈川区松見町３丁目916番地２
債務者　細貝　大志
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月８日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１０号
東京都府中市日新町３丁目12番地の18スカイコーポ105
債務者　氏家　勝之
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月10日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１７号
愛知県豊橋市神野新田町字ヨノ割102番地２－Ａ、従前の住所愛知県豊橋市神野新田町字ヨノ割102番地　１－Ｃ
債務者　平井　隼人
1　決定年月日時　平成27年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月13日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第１７４号
長崎県佐世保市春日町36番26号、前住所東京都品川区二葉４丁目26番10号　広嶋ビル２Ｆ
債務者　藤瀬　博之
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月10日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第２号
長崎県佐世保市木原町1742番地、前住所長崎県佐世保市木風町1451番地31　グリーンピア木風203号
債務者　神田　弘子
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月10日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第８号
長崎県佐世保市黒髪町3386番地の３
債務者　福田　人志
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月10日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

破産手続終結

平成２５年（フ）第７６９号
最後の住所埼玉県幸手市北２丁目11番８号
破産者　亡前田圭一郎相続財産
1　決定年月日　平成27年２月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１９７号
東京都板橋区高島平１丁目21番８号　ランドスケープ高島平401
破産者　加藤　佳孝
1　決定年月日　平成27年２月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４９５号
神戸市兵庫区中道通３丁目４番28号
破産者　株式会社クサカ
1　決定年月日　平成27年２月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５１４号
東京都東村山市富士見町４丁目12番地５アベニール21　203
破産者　中田聡一郎
1　決定年月日　平成27年２月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第６９３号
東京都昭島市松原町４丁目11番１号
破産者　有限会社エブリー
1　決定年月日　平成27年２月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１８５号
神奈川県中郡大磯町生沢1068番地
破産者　二宮園芸株式会社
1　決定年月日　平成27年２月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第２０２号
岐阜県本巣郡北方町柱本３丁目10番地　グリーンハウスＡ101号
破産者　ウエダ自動車こと　上田　守敏
1　決定年月日　平成27年２月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１３２４号
京都府八幡市八幡千束18－４千束藤井ビル201号
破産者　株式会社マイスターベェルクコーポレーション
1　決定年月日　平成27年２月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第６６号
最後の住所岡山県倉敷市児島田の口４丁目３番36号
破産者　亡吉田慶博相続財産
1　決定年月日　平成27年２月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１５４号
大分県別府市西野口町８番32号
破産者　有限会社ヤリ・メディカル・サポート
1　決定年月日　平成27年２月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係